

# 令和8年度機構改正について

## 1 課等の改正

### (1) スポーツ振興課にアリーナ整備推進室を設置 ～アリーナ整備体制の強化～

アリーナ整備を着実に推進するため、スポーツ振興課内に「アリーナ整備推進室」を設置する。

### (2) 当新田環境センターの廃止 ～施設の全面委託に伴う組織の廃止～

長期包括運營業務委託により施設の運営を全面委託するため、同センターを廃止する。

### (3) 下水道施設部内の組織変更

～下水道施設の老朽化対策強化のための体制整備～

持続的な下水道サービスの提供に向け、施設や管路を健全に保つため老朽化対策を強化し、予防保全型の維持管理・改築を進める体制を整備するとともに、各課の所掌をわかりやすく示す名称に変更する。

- ・下水道施設管理課に「施設健全化推進係」を設置
- ・下水道保全課を「下水道管路保全課」に、再整備係を「管路健全化推進係」に名称変更

### (4) 教育支援課に多様な学び支援室を設置

～不登校の子どもへの切れ目ない支援体制の整備～

不登校の児童生徒が増加傾向にある中で、安心して学べる場を確保し、個々のニーズに応じた支援を行う体制を強化するため、教育支援課に「多様な学び支援室」を設置する。

## 2 行政組織数

R7.4.1とR8.4.1の増減

区 分	組 織 数				
	局相当	部相当	課相当	課内室相当	係相当
市長事務部局	15	29	137→136 (-1)	52→53 (+1)	290→289 (-1)
消防局	1	2	11	1	64
水道局	1	2	13	1	42
市場事業部		1			
教育委員会事務局	1	3	13	5→6 (+1)	17
選挙管理委員会事務局	1		4		
人事委員会事務局		1			2
監査事務局	1				
農業委員会事務局		2			
議会局	1		3	1	3
合 計	21	40	181→180 (-1)	60→62 (+2)	418→417 (-1)